

# 臨床法学教育学会

第13回年次大会（2020年度）

2020年6月20日(土)・オンライン

## 法曹倫理部会

### 法曹養成にとって法教育とは何か 相互の関連性と協働の可能性

#### 討議資料

- 1 解題 「法曹養成にとって法教育とは何か  
——プレ法科大学院教育に求められるもの」  
世話人・明治大学法学部 特任教授 **森際 康友**
- 2 第1報告 設例解説および「法教育の目指すものと法曹養成教育のあり方  
——車の両輪説」  
弁護士 **山口卓男**
- 3 第2報告 「法曹養成についての法教育——前輪後輪説」  
弁護士 **柴垣直哉**
- 4 第3報告 「法曹養成と法教育は何のサブシステムか  
——法制度という第3輪」  
弁護士 **馬場陽**
- 5 第4報告 「<市民のための法教育>が目指すもの  
——期待される法曹像との関わりで」  
弁護士・金沢大学法科大学院 教授 **野坂佳生**
- 6 討論
- 7 まとめ

## 【解題】

### 法曹養成にとって法教育とは何か ——プレ法科大学院教育に求められるもの

世話人・明治大学法学部 特任教授  
森際 康友

はじめに

私は、法科大学院制度の創設過程で法曹倫理に携わることになり、以来、法曹の法と専門職倫理について「何をどのように教えるべきか」を考察・開発している。専攻する法哲学の観点から法曹倫理の体系化を図り、他の実定法学分野と比肩しうる学問としてのシステム化を目指している。弁護士倫理は従来、依頼者と弁護士との2者関係で考察されがちであったが、弁護士職務基本規程を制定するのが日弁連であることから明らかなように、依頼者・弁護士・弁護士会の3者関係で考察するのが正しい。

このうち、最も未開発なのが、弁護士会-依頼者関係の考察である。弁護士会は依頼者の市民的資質には口を出さず、もっぱら弁護士の依頼者対応能力の向上を目指すべきものとされてきたが、この間、弁護士会も法教育に携わることによって事実上、依頼者の資質向上に関わってきた。今や、これまでの展開を顧み、弁護士倫理と法教育とのあるべき関係を真正面から問うべきである。その際の視座は「両者がいかに協働すれば、社会正義を実現できるか、つまり依頼者（に代表される国民）の権利保護をよりよく促進できるか」である。このパネルで、わが国の法教育の現状を踏まえ、「社会正義を実現する法曹養成のために、法教育はいかにこの養成課程と関わるべきか」をオンラインのみなさまとともに討議し、考究したい。

#### 1 問題設定

20年度の法曹倫理部会は、これまでの蓄積を活用して、「海図なき海域における弁護士倫理 Ethics of the Lawyer in Uncharted Waters」シリーズの一環として、「法曹養成にとって法教育とは何か」を問う。このシリーズでは、たとえば一昨年に分配的正義の問題として、「弁護士（会）にとって育児の負担はいかにあるべきか」を問うた。よりよく依頼者の権利を実現するには、弁護士家庭における育児の負担が個々の家庭、とくに女性配偶者に集中している現状を是とするのか、それとも弁護士会が会費軽減を手始めとして負担分散を図り、執務体制を改善すべきかを問うたのである。このように弁護士職務基本規程に規定がないばかりでなく、通常は弁護士倫理の守備範囲を超えると思われる問題だが、その問題意識が広く共有されることでわが国の弁護士実務の水準が（場合によっては著し

く) 向上すると考えられる問題を取り上げている。

本年度は、紛争解決の品質向上のためには、「弁護士の能力向上はいかにあるべきか」だけでなく、依頼者に司法制度を活用する能力の向上を求め、「いかなる能力をどのように教育すべきか」をも問う。その鍵となるのが、平成 23 年度以来、学習指導要領にも取り入れられた法教育という授業概念である。初等中等教育課程における法教育の基本的なねらいは、市民教育 civic education に、すなわち市民として「生きる力」の向上にある。法教育は司法制度を使いこなす力を育成することによって、消費者教育、主権者教育などと並んで、市民としてよりよく「生きる力」をつけようとするのである。決して知識のための知識の伝授などではない。

法教育はまた、法科大学院に進学して法曹となろうとする人材にとっても重要な意義を持つ。市民生活における司法制度の意義、将来の自己の使命の自覚を促すのである。こうして法教育は、司法制度を使いこなす優れた市民を養成する市民教育としてだけでなく、大学の学部教育における pre-law につながるプレ法科大学院教育とも位置づけられる。

このような考察視座からは、これまで法曹養成にとって大きな問題とはされてこなかった法科大学院生の法的政治的素養について、(憲法の名宛人を漠然と国民と考えている) 現状を是とするのか、改善すべきかを問う。改善すべきならば、プレ法科大学院教育に求められるものは何か。ここから改めて、「わが国の法曹養成課程はいかなる法曹を養成すべきなのか」が問われる。この問いについての理念と現実の双方を踏まえた議論は、自ずと初等中等教育から法科大学院までを法曹養成課程と捉えた教育制度論を要請する。広範な問題領域のうち、本パネルでは焦点を法教育に当て、「法教育と法科大学院教育の制度的連関、教育内容の内的連関をどのように捉えるのが適切か」を考察する。

## 2 正義のための法

法を社会の一部分の個別利益を実現する装置にすぎないと断ずる見解に立たない限り、法は(支配者にとって有利な秩序維持のためだけにあり、)正義実現には無縁のものとする思想を全面的に受け容れる者はいないだろう。立憲民主制国家にあっては、主権は国民にある。国家権力は国民が独占しているのである。国民は手中にした権力を行使し、法を用いて[「法の支配」]国民一般の意思の実現をはかる。その意思は、(国民の共通利益[公益]の同定とそれを実現する制度[国制]を明示した)憲法にその原則が表現され、法にその詳細が表現され、法の執行を通して具体的に実現される[「法の支配」]。そこでの司法府の役割、さらに、そこでの法曹三者それぞれの役割などに深く思いを致せば、「法とは公益実現、とりわけ国民の権利保障という社会正義<sup>1</sup>を実現するための制度であ

---

<sup>1</sup> 正義については自由な社会ほど多様な思想がある。が、それは同じ正義概念についての異なった思想でなければ、正義論争にはならない。多様性を重んじる者ほど、正義概念についての一致、つまり論争対象の同定に拘らねばならない。果たして私たちが合意すべき定義などあるのだろうか。幸いにしてある。「正義とは権利保障である」。この命題を概念規定とする見解はその立証手段に事欠かない。アリストテレス、ローマ法大全は正義をそのように解し、日常言語ですらこの点を自明のこととしている。たとえば、ラテン語にお

る」[「法の支配」]との命題はほとんど自明であろう。現行憲法は、民主政を「法の支配」による正義実現体制とする、普遍性をもつ法と政治の哲学に基づく。

本パネルは、その秩序にあつて、弁護士がよりよく社会正義実現、すなわち、依頼者に代表される国民の権利保護に与るには「初等中等教育においていかなる市民教育を受けるべきか」、「法と政治についてどのような価値観とセンスを持つ国民へと成長すべきか」を問う。また、弁護士がよりよく依頼者の権利保護を支援するためには、依頼者たる国民はどのような「生きる力」を法教育等によって育むべきかを問うのである。

### 3 法教育と法科大学院教育の関連——車の両輪か、前輪後輪か、第3の車輪が必要か

本パネルは「法教育と法科大学院教育との関係」について3つの異なった立場ないし視点を取り上げ、シンポジウム形式の討議で議論を深める。その方法として、山口卓男弁護士作成による設例において弁護士甲、乙がいかに振る舞うべきか、それぞれの立場から弁護士倫理の規範要求 *Normenanspruch* を問う。

その考察を踏まえ、法教育と法科大学院教育の関係について、山口弁護士はくそれはセグウェイの両輪のごときもので、いずれも相手がなければ前に進めない。それぞれは独立しており、右輪の足りないところを左輪が補う、といった関係にはない>、ところが、私たちはこれまで法教育を含む市民教育と法曹養成課程とのこの微妙な関連についてあまりにも無自覚であった、とする。

それに対して、柴垣直哉弁護士は、両者の関係はくバイクの前輪と後輪のようなもので、確かに、両方なければ前進できないが、弁護士の能力が高ければ市民の生きる力はさほど要求されず、逆も真なり。つまり、両者がパワーアップするに越したことはないが、前輪駆動も後輪駆動も可能で、両輪はこのように相互に補完しており、その独立性を語るの誤りである>とする。

両輪の関係がどのようなものであれ、法教育と法科大学院教育とは（よりよく社会正義が実現される社会を形成する）教育システムのサブシステムとして機能する。これらサブシステムがその性能を最大化するためには、社会正義実現という目的に最も適合的な（教育システム運営を行う意思と、この教育システムをサブシステムとする）法システムを運営する意思が不可欠である。車輪の比喻を限界まで進めてみるならば、このようなシステム運営意思を運転手によって象徴させ、運転手が操作する車両のステアリング・メカニズムを象徴する第3輪を、駆動系の2輪と区別して想像してみるべきである。馬場陽弁護士は、山口・柴垣弁護士の議論が想定する教育制度とそれを包摂する法制度に着目する。

法制度自体が社会正義実現にとって最も効率的に運用されていればよい。が、現実の法制度には、自宅車庫に不法駐車している車両を合法的手続で排除するのが、そうでない自力救済手段を用いるよりもはるかに高コストとなるなど、不合理な点も少なくない。諸般の、しばしば原理原則が絡む事情で、その改善は容易でない。法教育と法科大学院教育と

---

ける「権利」と「正義」に相当する言葉は *ius* と *justitia*, ドイツ語にあつては *Recht* と *Gerechtigkeit*, 英語はその hybrid たる *right* と *justice* である。詳細は、参照 森際 2017a。

の関係を考察することさえ、十分に複雑で、慣れないだけに挑戦的である。それ故、両者の関係を考察する際に前提される、背景としての法曹養成制度やそれを含む法制度、ひいてはわが国の「法の支配」と立憲民主制については固定して考えがちである。しかし、いったん第3輪、つまり前提される諸制度の運用に着目すれば、それが決して固定的なものではなく、絶えざる改善を求める生きたシステムとして機能している現実<sup>2</sup>に直面する。

設例は、両輪説と前輪後輪説との関係を正確に示している。依頼者が相談に来るのがあまりにも遅かったので、弁護士としても手詰まりである。依頼者を救済できる効果的な手段は残されていないようである。この場面だけを見れば、両輪説が正しい。相談に来るべきタイミングを知らず、その意味で「生きる力」に欠ける依頼者に対しては、最強の弁護士でも依頼者を救済できない。ここには補完関係は成立していない。しかし、依頼者がもう少し早い段階で来てくれたならば、弁護士にはいろいろ手があった。その場面では補完関係は成立しそうである。社会正義、この場合では依頼者の権利救済のためには、早い段階での相談が鍵となる。法教育のキモは、早い段階での相談の伝授にある。

では、わが国の法教育はこのように実践的に設計され、運用されているであろうか。

#### 4 法教育の実態と理念

パネルでは、日弁連市民のための法教育委員会委員長、「法と教育学会」副理事長、法務省法教育推進協議会委員等、法教育に関する要職を務めつつ、深い考察と教育実践を行う野坂佳生弁護士に、法教育の現状分析、および法科大学院における法教育の意義についてご報告頂く。そもそも初等中等教育における教師には法学部卒業者が稀だという現状を反映し、法教育で何を教えればよいのか見当もつかず、自信がない故に、過密授業を口実に法教育の授業を行わない教師や学校が少なくない。

法教育が行われる現場であっても、早期の相談ができる依頼者は養成されていそうにない。弁護士が助っ人として法教育にあたる場合でも、事件漁りとの誤解を生むような言動は厳に慎むべきものとされている。実際には、裁判員裁判の心構え、また、少ないおやつを大勢で分けるときの分け方などの授業内容が実践されている。ならば、検察審査会に呼ばれたときの心構えはどうか。あるいは、一般的正義が「遵法による権利保障」であることを教えずに、(一般的正義を回復するための手段にすぎない) 特殊正義<sup>2</sup>たる分配的正義だけを取り出して教えることにどれほどの意味があるのか。既存の教材があるというだけでこの種の演習が行われているわけではないが、「何のためか」、「正義論の文脈のどこに位置づけるのか」といったメタレベルの原理的な問いを議論するのは有益であろう。

---

<sup>2</sup> アリストテレスはその『ニコマコス倫理学』第5巻で、正義を一般と特殊に分け、一般的正義を(権利保障が概ね行われている法体制における) 遵法状態とし、その法秩序が乱れたときに権利保障状態を回復するためのサブシステムとして機能する特殊正義に、矯正的・分配的正義をあげた。矯正的正義は不正があった場合、権利が保障されている遵法状態に戻し、正義を回復する操作を言い、分配的正義は共同体に財や負財が発生した場合、それを共同体内で分配し、正義を回復する操作を言う。一般的正義とは社会状態 state であり、特殊正義は(それを回復する) 操作 operation なのである。

とくに問題なのは、教育内容が（誤った）自由解釈や合意（といった意思主義・自己決定論）を強調するあまり、市民教育における正義や権威（といった自由を可能にする制度的条件）の意義が閑却されていることである。たとえば、法の原形は、「みんなで議論・相談して決めたルール」と措定されている。このような合意モデルでは、実際には強い者の言い分が通ってしまいがちである。そればかりか、合意を前提としない国法秩序を尊重し、遵法する理由がなくなる。田中成明教授が論じる<sup>3</sup>ように、法には3モデルあり、その組み合わせで考える必要がある。私の規定によれば、（力関係の格差が極端でない者の間の）合意を根拠とする自治型法モデルだけでなく、（民意に基づく）政策遂行のための管理型法モデル、正義を実現する国法秩序に典型的に見受けられる、（力の強弱にかかわらず）法の下での平等を強行する自立型法モデルの3つである。法教育にとってとりわけ重要なのは、第3の、かつて「普遍主義型法」と呼ばれていた法モデル、およびそれが前提する正義、民主的権威、および法の概念<sup>4</sup>である。それは万人に平等の権利を保障しようとするので普遍主義なのである。初等中等教育においてこれらを適切かつ効果的に教育するのは確かに容易ではない。が、だからといって、誤った教育をしてよいのだろうか。

## 5 実現可能な「あるべき法曹養成システム」——法教育と法科大学院教育との協働

この現実を与件として、あり得べき法曹養成システムを、法教育と法科大学院という教育制度に着目し、シンポジウムならではの討議を通して構想する。それはルソーが『社会契約論』の第1巻冒頭で述べた、「人間をあるがままのものとして、法律をあり得べきものとして考察した場合、国制に正統で確かな統治原則があり得るか」を問う試みである。オンラインの長所を活かして議論を深めたい。各位の積極的参加を望む。

### 【文献】

- 田中 2009 「法の三類型（自立型法と管理型法・自治型法）モデル再考」新世代法政策学研究 4号 59-92.
- 森際編 2019 法曹の倫理 第3版 [名古屋大学出版会]（編著）
- 森際 2018a 「法律専門職の使命」月刊司法書士 551号 7-16.
- 森際 2018b1 「法曹倫理教育と法哲学」法曹養成と臨床教育 10号 93-94
- 森際 2018b2 「法曹倫理教育における法哲学の役割」法曹養成と臨床教育 10号 95-98
- 森際 2017a 「正義と法——正義概念の働きを法システムにおいて考察する——」法律論叢 89巻4-5合併号 311-325
- 森際 2017b 「<魂なき専門人>を超えて正義実践する法専門職をつくる——法曹倫理教育における正義論の意義——」法律論叢 90巻1号 265-271
- 森際 2014 「法科大学院における法曹倫理教育：その意義と課題」法の支配 174号 53-63

<sup>3</sup> そのモデル論の変遷について、田中 2009.

<sup>4</sup> 正義とは（国民の平等な）権利保障である。民主的権威は、主権者たる国民の意思であることを根拠とする。法は、主権者たる国民による正義解釈であるが故に権威を有する。

## 【設例】

※ これは架空の設例であるが、実務の現場で起こりうる事象をもとに、そのエッセンスを組み合わせて構成したものである。もっとも、議論の素材として書き下ろしたために、不自然な点が生じていないか、このセッションの報告者各位に意見を求め、内容を調整した。(山口卓男)

### 1 すでに債務名義がある強制執行の依頼（依頼者Xと弁護士甲）

弁護士甲は、顧問先であるX（事業者）から強制執行申立ての依頼を受けた。Xは判決正本を保有していたが、それは、主文でYにXへの支払いを命じるものであり、債務の内容は、AのXに対する取引上の債務を主債務とするYの連帯保証債務であることはわかるが、Yが第1回期日に欠席のまま言い渡された調書判決であって、詳しい事情はわからない。これは、Xによる本人訴訟であり、訴状は、何者か（弁護士でないがある程度この種のことに心得のある者）が代書したもののようである。甲は、Xの代理人として、判決が確定していることを確認した上、これを債務名義としてYの給与債権（退職金債権も含む）の差し押さえを申し立てた。

### 2 給与差押えから退職へ（債務者Yと勤務先B）

裁判所からYの勤務先B社に債権差押命令が送達されたので、YはB社の人事担当者から呼び出された。人事担当者は、「君は一体何をしているのかね。くれぐれも会社の信用に傷をつけるようなことはやめてもらいたい。進退は自分で考えるように。」と申し渡したので、Yは、このままB社で勤務を続けることは困難と考え、退職代行業者を通じてB社に退職願を提出した。

### 3 紆余曲折のすえ法律相談に（相談者Yと弁護士乙）

職を失い生活に困窮したYは、市役所の相談窓口や弁護士会への問い合わせなどを経る中で、乙弁護士のもとにたどり着き、同弁護士に相談することとなった。乙がYから事情聴取した結果、次のような背景が浮かび上がってきた。

#### <浮かび上がった背景事情>

#### （1）主債務は投機取引の資金を借入れたもの（主債務者Aは投機の素人）

主債務は、Aが行ったある投機的な取引の資金としてXがAに貸し付けたとされる金額と、その約定利息・違約金・手数料等の名目の金額を合算して（従前の多数の貸付を一本にまとめて）、これを貸金の「元金」としたものである。Aは小企業の経営者であるが、当該取引に関する知識・経験はないと見られる。これに対し、当該取引は

取扱業者ZがAを勧誘したもので、取引の損益はZの報告書に示されるのみであり、実態は不明である。Aは、ZからXを紹介され、Xからこの取引の資金を借り受けていた。

## (2) 知人を保証人に引き入れる (YはAの事情をよく知らない)

ところが、この取引によるAの損失が重なり、Xへの返済が滞ったので、XはAに対し、連帯保証人を立てることを求めてきた。そこで、Aは、かねて懇意であったY (B社に勤務するサラリーマンである) に連帯保証人になってほしいと依頼したところ、Yはこれを承諾した。Aの会社はB社の取引先であり、Yは、営業担当としてAを訪問し、Yの営業成績を上げるために、発注の前倒しや顧客の紹介など、Aから協力してもらうようなことがしばしばあった。Yは、Aから求められるままに、「連帯保証証書」といった表題の書面1通にサインして認印を押印し、これをAに渡した (控えはとっていない)。その際、Aは、主債務となるXに対する債務が、Zとの取引により生じたものであることは告げたが、その説明にはあいまいな点が多々あり (A自身も十分に理解していない)、YはAの主債務の内容と残高を正確に把握していなかった。また、Aは、「損失はほどなく取り戻せる見込みなので、Yに実際に払ってもらうような場面は、まず考えられない。心配はいらない。」とも言っていた。しかし、それからほどなくして、Aとは連絡がつかなくなった。

## (3) 主債務の返済不能と保証債務の履行請求 (Yは契約書を作らされる)

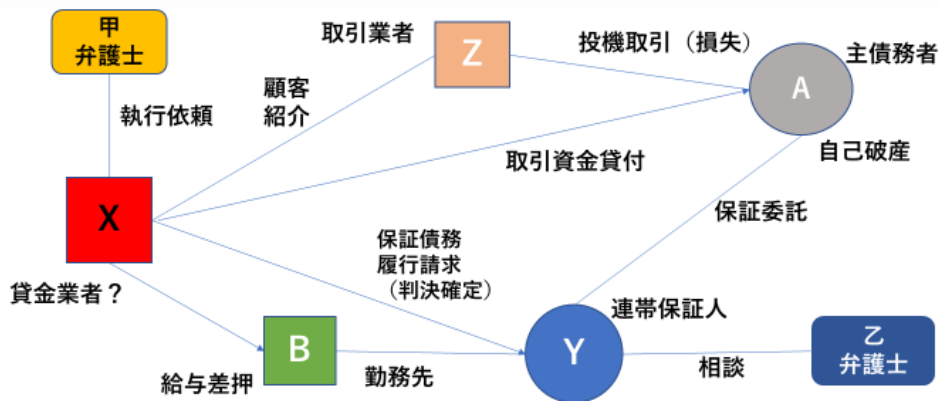
その後、XからYに連絡があり、「Aが自己破産を申し立てた。連帯保証人として責任を果たしてもらいたい。」と言ってきた。Yが、Xの請求額を聞いて、「すぐには払えない。」と答えると、Xは、「分割払いでかまわないが、契約書を作ってもらいたい。」と言ってきた。そこで、Yは、Xの求めに応じ、保証債務の残高を承認し、これを分割弁済することを内容とする債務弁済契約書 (私署証書であるが、Yの実印が押捺され、印鑑登録証明書が添付されている) を作成した。なお、XA間の利息等の定めはこの契約書の文面には表れていないが、乙がYから聞き取った事情を総合し、取引の実情を推測すると、利息制限法に違反している疑いが濃厚である。

## (4) Xの訴訟提起と債務名義の取得 (Yは期日欠席のまま判決確定)

その後、Yはしばらく分割金を払っていたが、ほどなく返済不能に陥ったので、Xから訴訟を提起された (書証は、上記の債務弁済契約書と印鑑登録証明書のみ)。この際、XからYに連絡があり、「形の上で裁判にさせてもらうが、先の契約書に書いてあるとおりのことが決まるだけなので、裁判所には来なくてもいい。」と言われ、訴状を受け取ったものの、答弁書を出すことなく放置した。



## 関係図



### 【設問】

- 1 乙は、Yのための弁護活動として、現時点でどのようなことができるか。それは、Yの権利を守るために効果的なものか。
- 2 乙が効果的な活動ができないとすると、どこに問題があったと考えられるか。乙が、より効果的な弁護活動を行うためには、何が必要だったか。
- 3 甲のXのための職務執行は、弁護士の倫理・職責に照らし、何か問題はないか。とくに顧問弁護士として、企業コンプライアンスの視点からはどうか。
- 4 現在、弁護士によって提供されているリーガルサービスは一般市民にとって満足すべきものとなっているか。課題があるとする、それは法曹養成教育のあり方とどのような関係にあるか。
- 5 現在の法実務のあり方を改革するには、一般市民の側も変わらなければならないのではないか。その見地から、現在の法教育のあり方をどのように評価するか。

以上

## 【第1報告】

### 法教育の目指すものと法曹養成教育のあり方

#### ———車の両輪説

弁護士（東京弁護士会）

山口 卓男

はじめに

私は、法科大学院制度創設以来、法曹養成教育の現場に身を置いてきた。当初は、我が国の現状では、まず専門職の養成が先行すべきだと考えていたが、その閉塞感が深まるにつれて、次第に、専門職の「民衆的基盤」のあり方に目が向くようになった。つまり、専門法曹を、人材の層として質・量ともに充実させるには、その生い育つ土壌を豊かに耕す必要があるが、それは、おそらく法教育の役割である。

ところが、今まで法曹養成教育と法教育とは、ほぼ没交渉であったと言え、両者の深い関係性が意識されてこなかったうらみがある。そこで、このセッションでは、現在の法教育の到達点を踏まえ、法曹養成教育の今後のあり方について、重要な改革のヒントが得られればと思っている。

#### 1 紛争解決における依頼者と弁護士

専門職は一般市民に専門的なサービスを提供するものであるから、そこで提供されるべきサービスは、一般市民の需要に応えるものでなければならない。ところで、リーガルサービスは無形のものであるから、そこで求められる内容は受け手の側の価値観によって異なるものになりうる。また、法的紛争の解決においては、依頼者との協働作業が不可欠であり、依頼者の知識水準や意識のあり方に大きく影響される。

この点、わが国の現状を見ると、一般市民の教育水準は高く、法的知識も相応に有しているように見える。しかし、そこには依然として偏頗や欠如が多く、リーガルサービスのユーザーとしては未成熟な面が多い。これが、弁護士が効果的に活動できる場面をごく制限的なものとし、ひいてはリーガルサービスの需要低迷を生むことで、弁護士の業務の水準向上のネックになっている可能性がある。設例は、そのような事態が広く蔓延している（それが当たり前になってしまっている）状況を示唆するものである。

#### 2 法曹養成教育からの視点

弁護士が依頼者に提供するリーガルサービスは、法に関する専門知識の提供にとどまるものではなく、依頼者や相手方の人間洞察や、社会システムに関する深い理解に基づい

た総合的な紛争解決にある<sup>5</sup>。そこで、弁護士が適切なリーガルサービスを提供するためには、依頼者の法意識のあり方を把握することが重要となり、それに応じた説明や配慮が求められることになる。弁護士は、一般市民の法に関する知識の水準と意識のあり方に関する知見を持たなければならず、法曹養成教育においても、教員は、これらの点に学生が意識を向けるように導く必要がある<sup>6</sup>。そのための教育訓練としては、法科大学院におけるローヤリングやクリニックなど、臨床手法を用いたカリキュラムの充実が求められる。このうち後者は、現実の人間と対面し、可変性・動的性格が強い点において、いわゆる「ケーススタディ」とは全く異質のものである。

### 3 法教育に向けた視点

法教育も法曹養成教育と同じく、「法」を教えるものと単純に捉えられがちだが、専門職教育と一般市民教育とは、その内容に大きな違いがあるのは当然である。法曹養成教育の内容が、社会に生起する紛争を、法を用いて解決するプロフェッショナルとしての知識・技能・倫理が一体化したパッケージであることから、その対比において、法教育は、一般市民の教養として<sup>8</sup>、法的紛争に対する一般的知見と、専門職たる弁護士の役割に対する基本的な理解を内容とすべきものと考えられる。法的思考に関する視点を欠き、実定法や法制度に関する知識を、漫然と、あるいは散漫に注入することは、領域的に際限がなく、水準的にも中途半端なものでは意味がないから、その本質的な目的に適するものではない。もっとも、消費者教育や、働く場に関するルールなどについての知識の伝授は、それぞれ独自の意義を有するが、むしろ、これは固有の法教育とは区別されるべきである。

### 4 両者の関係に関する私見（「車の両輪」説）

法曹養成教育と法教育とは、このように目的と内容を異にするものであり、相互に独立の関係にある。弁護士としては、一般市民の法教育の水準がいかなるものであっても、こ

---

<sup>5</sup> 平成13年6月12日『司法制度改革審議会意見書』（以下「意見書」）は、法曹が「国民の社会生活上の医師」（7頁）たるべきものとするが、これは、法を適用して結論を導けば「事足れり」とするようなステレオタイプな法曹像ではなく、現実社会において、事実として問題を解決し、国民に価値をもたらす存在を目指すものと理解される。法曹像の分類については、拙稿「新しい法曹養成制度における実務教育の位置づけ」（比較法研究73号（有斐閣、2011年）89-92頁）で試みた。

<sup>6</sup> W・サリバンほか著・柏木昇ほか訳「アメリカの法曹教育」（中央大学出版部、2013年）は、法のプロフェッション養成においては「実務家と実務家が仕えるべき一般公衆のニーズに教育者の関心をリンクすること」（教育者が、「一般公衆のためのプロフェッショナルリズム」へ参加すること）が必要であると指摘する（7頁）が、一般公衆のニーズには、一般公衆の、専門家の仕事に対する理解力・受容力も大きく影響するはずである。

<sup>7</sup> 意見書は、法科大学院では「法曹養成に特化した実践的な教育を行う」ものとし（64頁）、これが旧来の法学部教育と明確に異なることを示している。

<sup>8</sup> 大村敦志「高校生のための民法入門 市民社会と〈私〉と法」（商事法務、2008年）では、民法を「日常生活の法」から、「私をささえ・ひらく法」と位置付けるべきことを提唱する（13頁）が、法教育が、生活や実践と結びついたものであり、単なる知識の伝授ではないことを示す1つのメッセージであろう。

れを所与の前提として受け入れるのがプロの仕事である。弁護士は、依頼者の法的知識・意識の程度・内容を測定し、それに応じた適切な説明をして十分な理解を得るとともに、不合理・不用意な行動をカバーし、証拠の不備を補うために膨大な主張・立証上の労力を費やさなければならない。

しかし、法教育の成果によって一般市民の法意識が高まることは、弁護士のこの種の負担を軽減する効果があり、その分、弁護士の精力を研究や修練、あるいは事件処理の迅速化のために振り向けられるので、職務の高度化につながることは間違いない。つまり、両者があいまって法実務の水準を向上させる効果がある。つまり、法実務の発展にとって、両者は車の両輪の関係にあると言える。

## 5 「前輪後輪」説と「三輪車」説について

法曹養成教育と法教育との関係について、両者を同質的・連続的に捉えるのが、現在の通説ないし一般的な見解であると思われる。この説は、両者はいわば車の前輪と後輪のような関係にあつて、後者を基盤として下支えされながら、前者が先端を切り開き前進すると見るものである（「前輪後輪」説）。このような考え方の背景には、わが国の従前の法学教育のあり方が影響している。すなわち、法科大学院制度創設前には、法学教育を担うのは大学法学部であったが、法学部教育は、大学レベルの専門教育であるとともに、専門法曹の養成は目的にしていなかった。それが、司法制度改革によって、法学部は、法曹養成教育と法教育の両者の母体となった。その意味で、草創期の現在、ルーツを同じくする<sup>9</sup>両者の区別にあいまいな点が残っていても、それは自然なことである。これから両者は、明確に分化しながら、それぞれ独自の発展の道をたどっていくことが期待される。

なお、法実務のあり方を論じる際に、制度の良否を論じることは避けて通れないところである。設例も、制度的限界の存在を強く示唆している。また、司法制度改革は、法曹養成制度の改革を軸としながら、民事・刑事の訴訟制度の改革を推進しようとした<sup>10</sup>。その意味で、法曹養成教育と法教育の関係を議論するについて、制度の問題を第三の軸に加えること（「三輪車」説）は、正しい着眼を含む。しかし、制度の不備は、程度の差はあれ、いわば永遠の課題であり、ここで3つの要素の相関関係を論じることは、このセッションの守備範囲を超えるものと思われる。もっとも、制度のあり方を批判的に検討することは、もともと法科大学院教育の一内容であるので、何を教えるべきか（教育内容）にかかわる問題として、別途、議論が深められることが期待される。

---

<sup>9</sup> 司法制度改革も、法曹養成教育と法教育にとって共通の淵源であり、意見書には、「国民的基盤の確立のための条件整備」の項目の中に「司法教育の充実」という記述がある（112頁）。しかし、その扱いは、「司法」教育に限定されていることのほか、紙幅の面でも法曹養成教育に21頁を費やしているのに比してあまりにも小さい。

<sup>10</sup> 意見書は、司法制度改革の3つの柱として、「司法制度」、「法曹」、「国民的基盤」を掲げ（9頁）、司法の「制度的基盤の整備」を要請する（9頁、14頁以下）とともに、「その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することが不可欠」（11頁）としている。もっとも、「量」の見積り（需要予測）に関しては議論がありうる場所である。

## 【第2報告】

### 法曹養成についての法教育

#### ——前輪後輪説

弁護士（愛知県弁護士会）

柴垣 直哉

はじめに

2015年より名古屋大学法科大学院で法曹倫理科目のゲスト講師を担当し、2017年以降は愛知淑徳大学で入門法律学（学生が当事者となり得る法的問題を、具体例をふまえて検討する内容）という科目での法教育を担当している。法曹実務家として常々感じていることは、紛争解決に至るには、依頼者と弁護士の共闘が不可欠であり、さながら自動二輪車の前輪後輪（依頼者が後輪として下支え、弁護士が前輪として舵取り）の関係にあるということである。法教育と法曹養成教育の関連も同様に、有機的連携を求められる関係にあることを示したい。

#### 1 設例について

Yに対しては、Xが債務名義を得て債権執行が実施されている状況であり、確定判決の既判力（遮断効）によって主債務の有効性等の反論は制限されるので、この時点では破産免責といった手段しか有効な防御手段はない（問1）。Yの問題点は、連帯保証や欠席判決のリスクを覚知していないことであり、これらに対する最低限のリスク管理方法を学んでいれば、早期に弁護士に相談する機会が生まれていた可能性がある（問2）。一方、Xの有する保証債務履行請求権の有効性に疑義があったとしても、確定判決による禊を得ている以上、甲が債務名義を用いて債権執行を行ったことは、特段、弁護士職務基本規程（以下、規程）等との抵触は認められない（問3）。

弁護士は、事件を受任した後、依頼者の権利及び正当な利益を実現するために活動を行う（規程21条）。また、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命（弁護士法1条・規程1条）を果たすべく、日常業務に加えて公益活動の実践（規程8条）や様々な予防法務にも取り組んでいる。しかし、適時に事件処理ができず、後手に回ってしまった事件は、提供できるリーガルサービスにも限界が生じ、救われない依頼者においても不満は溜まる。＜法曹養成教育＞は、多くの依頼者が、法的トラブルの把握能力に乏しく、時機に遅れた法曹の活用をしている現状を踏まえる必要がある（問4）。

従来は、こうした現状の改善策は、国民の法曹へのアクセスの問題として議論されていた。しかしながら、司法制度改革により弁護士人口が増加した後も、設例のような事例が

珍しくない現状に鑑みれば、依頼者となる国民に対し、社会を取り巻く多様な法的リスクに対してアンテナをはれる程度の法意識（“法常識”）を、＜法教育＞によって養成することが、次のステップとして必要であろう（問5）。

## 2 求められる＜法曹養成教育＞と＜法教育＞（前輪後輪説）

法的トラブルへの対処の流れは、一般に、①依頼者自身が法常識に基づいてトラブル発生を検知し、②弁護士に相談・依頼し、③選任された弁護士が紛争解決へと主導する、という三段階を経ている。依頼者と弁護士は、まさに自動二輪の後輪と前輪であり、両者揃って紛争解決へと進むのである。このとき、弁護士のローヤリング能力が高ければ、②の場面で相談者の法常識が多少乏しくても現実把握に至ることも可能であり、逆に依頼者が①の場面で、自らが抱える法的トラブルに早期に気付いていた場合は、紛争解決の選択肢が広がり、弁護士を有意義に活用することができる。両輪がともに強力であることに越したことはないが、このように前輪あるいは後輪駆動で総合的に効果を発揮することが可能であり、望ましい。両輪はこのように相互補完しており、個々の独立性を語ることに大きな実益はない。

求められている＜法曹養成教育＞（主に弁護士養成）とは、司法試験で試される法的思考能力だけでなく、法科大学院で実践されているローヤリング等の依頼者対応・意思確認の技法である。また、求められる＜法教育＞は、国民に対して、社会生活一般において欠かすことのできない事象（衣・食・住・税・社保など）において、潜在している法的リスクを“法常識”として習得し、解決方法として司法制度（弁護士の選任・裁判の活用等）があることを学ぶことである。

このように、＜法曹養成教育＞・＜法教育＞という両輪が有機的に連携することは、主権者である国民が、自らの権利実現の手段として、「法の支配」における司法制度をより一層活用することに繋がる。

## 3 ＜法教育＞の実践と“法常識”の習得

手前味噌ながら、当職が開講している入門法律学では、上記2の＜法教育＞を意識し、学生に対して、法常識の習得を促している。取り上げているのは、一人暮らしをする際の賃貸借契約の取り交し方、脱毛・エステその他特定継続的役務に対する消費者保護制度、交通事故加害・被害の対処法、雇用契約と労災補償制度の内容、離婚を巡る不倫と不貞の概念整理、家族が死亡した時の対応（相続＋死亡に際して必要な行政対応）、レポート作成時の引用規制、Twitter上の表現と限界、男女不平等の積極的是正措置、生活保護申請書の作成、年金その他社会保障制度の理解、といった内容であり、いずれも学生には近い将来に当事者となり得る問題である。こうした問題の中に、厄介な法的リスクが潜んでいることを理解し、その解決に弁護士ひいては裁判所が活用できるというノウハウを感じることが、法常識の習得であると考えている。それは＜法教育＞を通じて、司法制度が他者の利便のための統治機構ではなく、自らの正当な利益の実現、自己に関わる身近な正義実現の手段として機能することを知るという、公民・主権者教育にも繋がるであろう。

## 【第3報告】

### 法曹養成と法教育は何のサブシステムか

#### ——法制度という第3輪

弁護士（愛知県弁護士会）

馬場 陽

はじめに

2015年度、2016年度に名古屋大学法科大学院で法曹倫理の講義を共同担当し、2019年度からは愛知みずほ大学・短期大学で日本国憲法の講義を担当している。本企画では、そこでの経験をふまえて、法曹養成と法教育を架橋するものは本来は何であるべきかを考えた。法曹養成と法教育は、いずれも法制度を通して国民の権利保障を実現するためのツールである。それらは車の両輪であり、法曹養成が法教育の上に築かれるという点で、前輪後輪の関係にある。しかし、どちらの実効性も、法制度のあり方に相当程度依存している。そうすると、法制度という第3輪を加え、市民・法曹・法制度の関係で問題を考えることが有益である（三輪車説）。このような観点から、あるべき法曹養成と法教育の在り方について検討した。

#### 1 甲・乙の対応（問1～問3）

本問で、Y・乙は再審事由を検討することになるが（民事訴訟法 338 条）、勝算はほとんどない。時間的・経済的コストを考えれば、自己破産を選択するのが現実的である（問1）。Yは、早期に弁護士に相談すべきであったといえる。もっとも、Aが早期に弁護士に相談していれば、Yの窮状も生じなかったであろう（問2）。甲の弁護活動について、明らかな倫理違反は認められない（問3）。シンポジウム参加者に開示されている事情を含めて考えると、甲は、できることならば、債務名義取得の経緯についてさらに事実関係を調査すべきであった（職務基本規程 37 条）。ZとXの関係、Xの詐欺的取引への関与や利息制限法違反の可能性等、Xの長期的利害の観点から検討しておくべき点が多数存在したからである。そして、上記の問題に気付いたならば、甲は、Xの依頼を断ることも検討しなければならなかったであろう（職務基本規程 14 条、31 条）。とはいえ、Xからの聴取だけで依頼の不当性を断定することは至難であり、乙は、依頼者への忠誠と法令遵守の間で極めて困難な判断を要求されることになる。

#### 2 法制度の利用は効率的か（問4）

甲・乙が上記のような状況に陥らないためには、依頼者であるX・Y（さらにはA）の意識改革が必要である。この点で、法曹倫理の実践にとって法教育は不可欠である（両輪

説)。

しかし、早期に弁護士が関与できなかつたのは、市民の意識だけの問題であろうか。良質な法教育が広く行われ、水準の高い法曹養成課程が存在したとしても、法制度を利用することに価値が見出せない社会であれば、市民を法適合的な解決へと導くことは不可能である。無論、A・Yが、それぞれ取引の前に法律家の助言を求めるべきであったことは疑いない(予防法務の価値)。しかし、A・Yがその機会を逸してXとの取引に入ってしまったならば、次は、救済の可能性を検討するしかない。司法制度の真価が問われるのは、この場面である。

時間的・経済的コストを考えれば、Xとの訴訟はA・Yにとって「勝っても負けてもマイナス」であり、しかも勝算も明らかでない。A・Yにとって、実は泣き寝入りこそが最も合理的な選択肢であった可能性がある。X側の事情もこの裏返しで、Xは、詐欺的取引に加担したほうが真面目に稼ぐよりも効率がよいと認識している(そうなければ、わざわざしない)。自力救済と民事訴訟制度の関係についても、同じ問題がある。

仮に、Y・AもXも、実はかなり合理的に行動しているのだとすれば、そこには、「法制度は利用のコストがかかる割には役に立たない」という法の支配の正当性にかかわる重大な不満があり、これが市民の共通理解となっている可能性がある。

### 3 権利保障という終極目標—法教育・法曹(養成)・法制度は何のために

とすれば、健全な法意識の涵養を目指す法教育にとって、制度設計の巧拙は無視できない問題である。これが同時に法曹倫理にとっても無視できない問題であることは言うまでもない。これは、考えてみれば当たり前の話である。まず、法教育の目標は、法の支配の価値を国民に浸透させることであるが、それが必要なのは、法の支配が国民の権利保障(=正義実現)にとって有用だからである。法曹の存在理由も同様であり、それが国民の権利保障(=正義実現)に役立つ限りにおいて、法曹は存在価値がある(弁護士法1条1項)。両者は、いずれも法制度の利用を念頭に置いているが、それは、法制度自体が国民の権利保障(=正義実現)のために存在しているからに他ならない。

### 4 自覚的な法曹の養成—法教育において伝えるべきメッセージ—(問5)

したがって、国民の権利保障という使命に自覚的な法曹を養成することが、法曹養成課程とりわけ法曹倫理教育に課された任務の1つとなる。そこで、最後に、これと法教育の関係について述べることにする。その前提として、先に、三輪車説の立場からみた法教育のあるべき姿を明らかにしておきたい。

「法の世界では、権力、腕力、財力がなくても、言葉と論理の力による説得に成功しさえすれば、誰でも勝つことができる。これが『法の支配』ということの意味である」<sup>11</sup>。これが法教育における最重要のメッセージであることは、まったく異論がない。しかし、いくら「法の支配」の価値を正しく伝えることができても、現実の社会において勝つべき者が勝つべきときに勝っていなければ、市民は「法の支配」を空虚なお題目としか感じな

<sup>11</sup> 橋本ほか編(2020年)201頁(注52)[笹倉宏紀執筆]。



い。「言葉と論理」の世界でのみ通用する話であれば、法教育を受けた彼ら・彼女らは、大人になってからシラけてしまうであろう。このとき国民がシラけるのは、法制度を自分たちのものだと思えないからである。したがって、日本の法教育において伝えるべき重要なメッセージは、さらに2つある。

①は、「多くの場合はうまくいっている」というメッセージである。②は、「うまくいかないこともあるが、その時は『法の支配』の原則を曲げるのではなく、より下位のルール（＝現行法制度）の合理性を見直すべきであるし、見直すことができる」というメッセージである<sup>12</sup>。

法教育の成果が最大限に発揮されるためには、①を堂々と言えるような制度と運用が必要である<sup>13</sup>。その前線を担うのは法律家であるが、制度設計の最終的な責任は国民全体にある。だから、②不具合があれば両方で力を合わせてよりよく変えなければならないし（弁護士法1条2項、憲法12条参照）、変えることができる。「うまくいっている」とは権利が保障されていることであり、「よりよく」とはより権利を保障できるという意味である<sup>14</sup>。これは、人権保障と国民主権という日本国憲法の2大価値の関係を理解することであり、法教育は、この観点から、法制度・法曹は何のため、誰のために存在しているかを語る必要がある。その感覚がなければ、「早めの相談」の実現は困難である。

法曹養成課程においては、法曹の役割について自覚を深めることが期待される。このとき、小・中・高校で先の価値観を習得できていれば、到達目標へとスムーズにつながる。この意味であれば、前輪後輪説は正しい。しかし、走行中、あるいは立ち止まったときに車両が転倒しないのは、健全な法制度という第3輪が機能しているからである（三輪車説）。法曹養成課程では、法制度・法曹制度が国民の信頼によって何とか支えられていること、したがって不断の反省と法教育の実践が法実務にとって不可欠であることを、語るべきであろう。

## 【文献】

森際（2012）

森際康友「花より秤（10・完）」書齋の窓 2012年3月号（2012年）

橋本ほか編（2020）

橋本康弘ほか編『日本の高校生に対する法教育改革の方向性』（風間書房、2020年）

曾我部・横山編（2018）

曾我部真裕・横山真紀編『スタディ憲法』（法律文化社、2018年）

---

<sup>12</sup> 橋本ほか編(2020)92頁〔橋本康弘〕は、「法を所与のものとし、…批判すること自体を嫌う権威主義的傾向を持つ生徒がいる」こと、「社会を『批判的に』検討するといったタイプの授業を学校現場ではほとんど展開できていないこと」を指摘する。

<sup>13</sup> これは、そうでない社会で法教育が無意味だという意味ではまったくない。法教育は、法曹養成の土台であると同時に、法制度を作り上げる土台でもある。

<sup>14</sup> なぜならば、それが国家の存在理由だからである。曾我部・横山編（2018）5頁参照。

## 【第4報告】

### 「市民のための法教育」が目指すもの

———期待される法曹像との関わりで

金沢大学・弁護士（福井弁護士会）

野坂 佳生

はじめに

報告者は、金沢大学法科大学院の実務家専任教員として法曹養成教育に携わる一方、日本弁護士連合会が2005年に設置した市民のための法教育委員会の副委員長（2005年～）、委員長（2018年～）として我が国における法教育の普及・促進に尽力してきた。また、現在、法務省法教育推進協議会委員、法と教育学会副理事長（企画委員長）として法教育に関する政策提言と学術研究に関わっており、金沢大学法科大学院で選択科目「法教育実習」を開講している。市民のための法教育が目指すところは「自由で公正な社会」の担い手の育成であるが、そのような社会を市民が築くためには法律専門家の助力を要することは言うまでもないから、報告者が考える「期待される法曹像」とは、市民と協働して自由で公正な社会の維持発展に寄与する法曹像である。しかるに、法科大学院生に対する法教育は小・中学生や高校生に対する法教育よりも困難とされており、その理由を探ることで法曹養成教育改善の手掛かりを見出せないかと考えている。

#### 1 「市民のための法教育」が目指すものと「期待される法曹像」

「市民のための法教育」は法律専門家ではない一般市民（小・中学生、高校生を含む）を対象とするから、法学入門教育でも初等法学教育でもなく、少なくとも直接的には制定法（lex）に関する知識（以下「法知識」という。）を扱わない。その目指すところは、司法制度改革の理念であった「自由で公正な社会」の担い手を育むこと<sup>15</sup>であり、そのために、契約、責任、刑罰、正義、公平、公正といった「小学生でも知っている<sup>16</sup>」基本的かつ根源的（fundamental）な法概念や法的価値を深く問い直す（「知っていると思っていることを問い直す<sup>17</sup>」）営みを重視する。例えば、日本弁護士連合会・市民のための法教育委員会（以下「法教育委員会」という。）は、小・中学生向け教材集<sup>18</sup>において、契約、責任、公権力、民主主義、立憲主義、配分的正義、匡正的正義、手続的正義の各概念と価値を扱

<sup>15</sup> 法務省法教育研究会 2003（2-3頁）

<sup>16</sup> 大村 2020（165頁）

<sup>17</sup> 同書 166頁脚注 19）

<sup>18</sup> 法教育委員会 2017, 2018

い、これらの概念や価値を実社会で活用するための技能としてピア・メディエーションの技法とトゥールミン・モデルによる議論の技法を扱っている。これは、「自由で公正な社会」の担い手として身につけておくべき「あるべき法＝正義（ius）」についての意識（以下「法意識」という。）を育もうとしているからである。もっとも、これまでの我が国の法教育は利害調整を重視し、そのためにルールづくり（合意形成）が法教育を象徴する授業になっているが<sup>19</sup>、このことに対しては「個人の権利や自由について消極的な意見につながるかもしれ」ないという実証研究を踏まえた批判がある<sup>20</sup>ことに注意を要する。また、一丁目一番地に公権力（authority）の役割を置く米国の法関連教育（LRE）や、公権力への参加を通じた社会正義実現を重視する欧州諸国のシティズンシップ教育（CE）、政治教育（PE）、政治経済哲学教育（PPE）等と比較したとき、我が国の法教育実践においては公権力の役割（正義実現機能）と手続的正義の扱い<sup>21</sup>が極めて貧困であって、司法制度の利用を含む「法による正義実現」のための具体的な技能トレーニングが学校現場で行われているとは言い難い<sup>22</sup>。したがって、このような技能を「生きる力」のひとつとして位置づけるのであれば、「知識を詰め込むのではなく生きる力を育む」という教育制度改革の理念は掛け声倒れになっているということになる。

いずれにせよ、市民が「自由で公正な社会」を築いていくためには「個人の権利や自由」の擁護を使命とする法律専門家の助力が必要である<sup>23</sup>ことは言うまでもないが、反面において、法や司法制度は「法律の専門家のみならず国民全体で支えられるべきもの<sup>24</sup>」でもあるから、報告者は、市民と協働して自由で公正な社会の維持発展に寄与する法曹像を「期待される法曹像」と考える。

## 2 「期待される法曹像」と法曹養成教育

高校生を対象とする最近の実証研究の結果によれば、一般市民の法意識は「素朴な道徳感情」に左右されることが多く、法知識と主観的法意識（自分の行動の選択）の間に統計的に有意な相関関係が見出せないばかりか、法知識と法意識の矛盾が見受けられることさえもある<sup>25</sup>。そうであるとすれば、法律専門家が市民と協働して「自由で公正な社会」

---

<sup>19</sup> 同教材集においても「ルールづくり」は単元のひとつに入っている。

<sup>20</sup> 橋本ほか 2020（88頁）【佐伯昌彦】

<sup>21</sup> 手続的正義という価値は実体的正義のような直観的な理解が困難であり、学習しないと身につかない。「なぜ弁護士は刑事訴訟において悪者（被告人）の味方をするのか？」という質問は（「年収は？」という質問と並んで）弁護士による出前授業の際に出てくる定番の質問のひとつであるが、手続的正義という価値の理解がないと弁護士の職務（ひいては司法制度の存在理由）自体に対する理解が困難であろう。

<sup>22</sup> そもそも「法による正義実現」のためには権利侵害や紛争の存在を直視してテーブルの上に乗せる必要があるが、このこと自体を嫌い「皆が仲良くしている状態」を何としても維持しようとする学校文化が背景にある。

<sup>23</sup> 法務省法教育研究会 2003（3頁）

<sup>24</sup> 同書 3頁

<sup>25</sup> 橋本ほか 2020（70頁）【佐伯昌彦】、91-94頁【橋本康弘】

の維持発展に寄与していくためには、制定法（法知識）のレベルではなく法＝正義（法意識）のレベルで依頼者とコミュニケーションを取り、素朴な道徳感情と「法＝正義」のギャップを埋める努力をする必要があるのではないだろうか。例えば、依頼者の自力救済に助力したという懲戒事例が少なからず見受けられるが、自己の権利を自ら実現することは一般市民の素朴な道徳感情からすれば何ら不正ではないから、依頼者の自力救済を抑止しようとするならば、それが違法であるにとどまらず不正であることを説得する必要が生じるであろう。また、およそ何らかの書面に署名押印したならば内容の如何に関わらず記載内容どおりの権利義務関係が生じるという「素朴な道徳感情」も実務上は頻繁に経験するところであり（設例のX）、その反面において（報告者は1枚の紙の裏表と考えているが）、「形だけ」と言う言葉を信用して重要書面に安易に署名押印してしまう例も決して珍しくはない（設例のY）。そして、これらの主観的法意識（自己の行動の決定基準）に法律家が影響を与えようとするなら、契約の拘束力の実質的ないし道徳的根拠を（できるだけ法律用語を用いずにわかりやすく）説明する必要があり、そのためには契約という「小学生でも知っている」法概念を深く問い直した経験（法教育を受けた経験）が必要ではないか。

### 3 なぜ法科大学院では法教育が困難なのか

しかるに、東京大学法科大学院で永く法教育ゼミを主催し、法と教育学会の初代理事長を務めた大村敦志は、個人的経験であることを留保しつつ、法科大学院生の多くが「知っていると思っていることを問い直す」ことの必要性の認識を欠いているし、その必要性を理解させることは「小中学生、高校生以上に難しい」と述べている<sup>26</sup>。報告者の経験からも全く同感である。法教育は中学生のほうが高校生よりも効果があがりやすいし、小学生のほうが中学生よりも効果があがりやすい（そのため、法教育委員会は小学校高学年向けの教材集を中学校向けの教材集より先に出版しているし、小学校高学年向け教材集の出版より10年前に小学校低学年向けの法教育絵本5巻セット<sup>27</sup>を出版している）。これは「知っていると思っている」ことが「問い直す」ことの妨げになるからではないだろうか。そして、大村が言うように「ポスト司法制度改革（ポスト・ロースクール）」の法曹養成教育に実定法への傾斜の傾向があるとすれば<sup>28</sup>、そのような法曹養成教育と法教育の関係は（車の両輪でなく）前者が後者のブレーキという関係になりかねないのではないか。「知っていると思っていることを問い直す」のは言葉の本質的な意味において哲学的な営みだと考えるが、市民と協働して「自由で公正な社会」の維持発展に貢献するという「期待される法曹像」の観点からは、現在の法曹養成教育に欠けているものは、そのような哲学的な営みであるように思われる。

<sup>26</sup> 大村 2003（166 頁脚注 19）

<sup>27</sup> 日本弁護士連合会・市民のための法教育委員会（編）『はじめての法教育』シリーズ（2007・岩崎書店）

<sup>28</sup> 大村 2003（165 頁）は、この傾向を「法認識の観点からも法実践の観点からも望ましくない」とする。

## 【文献】

法務省法教育研究会 2003

法務省法教育研究会『はじめての法教育——我が国における法教育の普及・発展を目指して』(2003・ぎょうせい)

大村 2020

大村敦志『民法のかたちを描く——民法学の法理論』(2020・東京大学出版会)

法教育委員会 2017

日本弁護士連合会市民のための法教育委員会(編)『小学校のための法教育1 2 教材』(2017・東洋館出版社)

法教育委員会 2018

日本弁護士連合会市民のための法教育委員会(編)『中学校のための法教育1 1 教材』(2018・東洋館出版社)

橋本ほか 2020

橋本康弘・土井真一・佐伯昌彦・吉村功太郎(編著)『日本の高校生に対する法教育改革の方向性——日本の高校生2000人調査を踏まえて』(2020・風間書房)